

議案第 9 5 号

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2
4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立駒沢生活実習所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町 12番4号日本生命 八王子ビル2階201	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立桜上水福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿 七丁目8番10号（ オークラヤビル内）	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立奥沢福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿 七丁目8番10号（ オークラヤビル内）	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立九品仏生活実習所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町 12番4号日本生命 八王子ビル2階201	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立九品仏生活実習所中町分場	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町 12番4号日本生命 八王子ビル2階201	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立千歳台福祉園	社会福祉法人せたがや榎の木会	東京都世田谷区代田 一丁目29番5号	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立給田福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿 七丁目8番10号（ オークラヤビル内）	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立障害者	社会福祉法人東	東京都新宿区西新宿	令和2年4月1日から

就労支援センター すきっぱ	京都手をつなぐ 育成会	七丁目8番10号（ オークラヤビル内）	令和7年3月31日まで
世田谷区立下馬福 祉工房	社会福祉法人せ たがや櫨の木会	東京都世田谷区代田 一丁目29番5号	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立玉川福 祉作業所	社会福祉法人大 三島育徳会	東京都世田谷区鎌田 三丁目16番6号	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立玉川福 祉作業所等々力分 場	社会福祉法人大 三島育徳会	東京都世田谷区鎌田 三丁目16番6号	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立砧工房	社会福祉法人東 京都手をつなぐ 育成会	東京都新宿区西新宿 七丁目8番10号（ オークラヤビル内）	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
世田谷区立砧工房 分場キタミ・クリ ーンファーム	社会福祉法人東 京都手をつなぐ 育成会	東京都新宿区西新宿 七丁目8番10号（ オークラヤビル内）	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで